

改正概要説明書	
国名：カンボジア王国	法令名：特許，実用新案及び意匠法
改正情報：2017年11月24日改正公布	
<p>改正概要：</p> <p>「Law on the Amendment of Article 37 , Article 38 , Article 109 and Article 136 of the Law on Proclamation Patents, certificates, useful models and industrial drawings」が2017年10月16日承認，2017年11月24日公布。これに伴い下記の改正が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録官は特許出願の調査報告書及び審査報告書を公表することが新たに規定された。(第37条) 2. 外国特許がカンボジアで有用である場合，産業担当大臣は特許を取得することを決定できる旨，新たに定められた。(第38条) 3. カンボジアは2016年11月25日にハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟。これに伴い意匠の国際登録に関して整備された。本法では，国際出願日がカンボジアの出願日とすることが明記された。さらに，外国の意匠登録がカンボジアで有用である場合，担当大臣は意匠を承認することができる旨，新たに定められた。(第109条) 4. 医薬品の特許猶予期間が，WTOの後発開発途上国のための知的所有権の貿易関連に関する協定に基づき，同協定の猶予期間まで猶予することとした。(第136条) <p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第37条 4. は新規追加項である。 ・ 第38条 2. は新規追加項である。 ・ 第109条 2. 及び3. は新規追加項である。 ・ 第136条 医薬品の特許猶予期間に関して明確化された。 	